

## stera fasstap アプリ利用規約

### 第 1 条（総則）

GM0フィナンシャルゲート株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する決済用アプリケーション（以下、当該決済用アプリケーションに含まれ、又は付随する機能等を含み、「本アプリ」といいます。）を利用するカード会社の加盟店（以下「加盟店」といいます。）は、本アプリの利用に関して、この規約（以下「本規約」といいます。）に従うことを承認し、これを遵守します。また、カード会社等と包括加盟店契約を締結している者（以下「包括加盟店」といいます。）は、自ら本規約を遵守するとともに、その子加盟店をして、本規約を遵守させるものとし、この場合において、次条以下において「加盟店」とは、包括加盟店及び子加盟店を含む意味で用いるものとします。

### 第 2 条（本アプリの利用目的）

当社は、当社及び当社以外のカード会社等であって加盟店との間で加盟店契約を有するもの（以下「利用カード会社」といいます。）の加盟店規約及びこれに付随し、又は準ずる規約及び契約（以下「各社の加盟店規約等」といいます。）に基づいて行われる決済事務の合理化及び軽減化を図ることを目的として、本アプリを加盟店に提供し、加盟店は、当該目的のために本アプリを利用するものとします。

### 第 3 条（本契約の成立）

加盟店が当社所定の方法に従い申込みを行い、当社所定の手続を経て、当社が当該申込みを承諾した場合、加盟店と当社との間において、本規約に定める事項をその内容とする、本アプリの利用に係る契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。加盟店の役職員が、加盟店のために前記各行為を行う場合には、当該役職員は、加盟店を代理して本契約を締結する権限を有することを当社に対して保証します。加盟店が本契約の条項に同意しない場合又は当該役職員が加盟店を代理する権限を有しない場合には、本契約は成立せず、加盟店は本アプリを利用することはできません。

### 第 4 条（情報登録）

1. 本アプリに登録する情報の設定、変更及び抹消は、当社又は利用カード会社が行うものとします。
2. 当社又は利用カード会社が加盟店に対し、本アプリに登録する情報の設定操作を依頼した場合は、加盟店は、本アプリの所定の操作手順により情報設定操作を行うものとします。
3. 当社又は利用カード会社は、一定期間以上利用が確認できない本アプリの加盟店について、当社及び利用カード会社が提供する業務に関するデータの漏洩等を阻止する必要上、登録している情報を抹消できるものとします。
4. 加盟店は、本アプリの利用のために発行されたID、本アプリの利用のために設定したパスワード、その他本アプリの利用権限の認証のために付与又は設定した情報を厳重に管理し、第三者への貸与又は第三者との共有を行わないものとします。当社は、それらの認証情報により認証された利用を、加盟店による正当な利用とみなし、加盟店は、当該利用から生ずる一切の結果について責任を負うものとし、それらの認証情報の漏洩が生じた場合は、加盟店は直ちに当社に通知するものとします。また、それらの認証情報の管理上の問題により当社、利用カード会社又は利用カード会社の会員（以下「本会員」といいます。）に損害が生じたときは、加盟店はそれを賠償するものとします。

## 第 5 条（本アプリの利用に関する業務）

- 加盟店は、本アプリの使用に際し、本アプリを正常に利用できるように、自らの責任と費用負担において、端末、有線・無線環境その他の利用環境等を構築するものとします。当該利用環境等の構築、準備又は設定に関する費用及び通信費は、加盟店の負担とします。加盟店は、本アプリの利用環境等について、別途当社又は当社が本アプリを提供するにあたり必要なライセンス（以下「原ライセンス」といいます。）を当社に付与する者（以下「原ライセンス提供者」といいます。）が定める所定の仕様等による制限があることを予め承し、当該制限に従うものとします。
- 加盟店が前項に定める利用環境等を整備せずに本アプリを利用した結果、加盟店、カード会社又は本会員に損害が発生した場合であっても、当社は、その損害について責任を負わず、加盟店が自らの責任で解決するものとします。また、これに関して当社に損害が生じた場合は、加盟店はそれを賠償するものとします。
- 加盟店は、本規約及び所定の操作手順に従い、善良なる管理者の注意を払って本アプリを利用するものとします。
- 加盟店は、本アプリに異常、バグ、動作不良その他の不具合が発生した場合は、速やかに当社が指定する連絡先に連絡し、別途当社から通知がなされるまで本アプリを利用しないものとします。

## 第 6 条（利用許諾の範囲）

- 加盟店が本契約の条項を遵守することを条件として、当社は、加盟店に対し、日本国内において、当社又は原ライセンス提供者が別途定める利用範囲その他の条件がある場合はそれに従い、利用することを許諾します（以下「本利用許諾」といいます。）。本利用許諾は、加盟店が本契約に同意した時点、又は同意したものとみなされた時点で発効します。
- 本利用許諾は非独占的なものとします。また、加盟店は、本アプリ又は本利用許諾に基づく権利の全部又は一部について、第三者への譲渡、貸与、担保提供、再利用許諾その他処分、本契約において許容されたもの以外の複製、改変その他の利用、又は第三者に対する頒布、提供若しくは送信（送信可能化を含みます。）を行うことはできません。
- 加盟店が本アプリをインストールし、利用することができるのは、第2条に定める利用目的の範囲に限られ、加盟店は、当該目的以外の目的に本アプリを利用してはなりません。また、加盟店は、本アプリをインストールする必要がない場合、又は本アプリを利用する者がそれを不正の目的、法令若しくは公序良俗に反する態様、反社会的態様その他本契約の定めに反する態様で利用するおそれがある場合には、本アプリをインストールしてはなりません。万が一、加盟店が本項その他本契約に定める条件に違反して本アプリをインストールした場合又は本アプリを利用した場合には、直ちに本アプリの利用を停止し、本アプリ及びそれに関連するデータを完全に消去しなければなりません。
- 本アプリの利用に関する経済条件については、加盟店と当社若しくは利用カード会社又は当社と利用カード会社が別途合意したところに従うものとします。

## 第 7 条（著作権等）

- 本契約に基づき明示的に付与される本アプリの利用権を除き、本アプリの著作権その他の知的財産権、それらに関する標章の商標権、その他一切の権利は、当社又は原ライセンス提供者（親子会社及びそれらの承継法人を含みます。以下同様とします。）に帰属するものとします。

2. 本アプリは、各国の著作権法並びにその他の知的財産権に関する法律及び条約によって保護されています。加盟店は、当該法律及び条約に従い、本アプリを利用し、本アプリに関する知的財産権を取り扱うことに同意します。

#### 第 8 条（本会員の本人確認と売上票の確認）

1. 加盟店は、本アプリの取扱いにあたり、本アプリより暗証番号（これに類する本人確認のための符号及び情報を含みます。以下同様とします。）の入力を要求された場合は、所定の方法により本会員に暗証番号の入力を求め、本アプリの照合結果から、正しい暗証番号が入力されたことを確認のうえ、信用販売その他の決済（以下「信用販売等」といいます。）を行うものとします。
2. 加盟店は、本アプリの取扱いにあたり、本アプリより暗証番号の入力を要求されず、携帯電話等の外部デバイス（モバイルPIN及び指紋等）を利用した所定の方法により本人確認が実施された場合は、正しい処理がされたことを確認のうえ、信用販売等を行うものとします。
3. 加盟店は、本アプリの取扱いにあたり、本アプリより暗証番号の入力を要求されず、かつ本アプリの表示画面（以下「表示画面」といいます。）に会員署名欄がある場合は、本会員に署名を求め、カード記載の署名と同一であることを確認のうえ、信用販売等を行うものとします。但し、利用カード会社と別段の定めがある場合にはその限りではありません。
4. 加盟店は、表示画面について、売上金額等の記載を確認し、内容に誤りがないことを確認するものとします。

#### 第 9 条（承認番号の問い合わせ）

加盟店は、当社又は利用カード会社の加盟店規約等の定めに基づき、承認番号の問い合わせを、本アプリその他当社所定の方法を利用して、自動的に行うものとします。

#### 第 10 条（メッセージ及び手続）

1. 前条の手続を行った際、加盟店は、表示画面に表示されたメッセージ（以下「本メッセージ」といいます。）を遵守し、メッセージに基づき忠実に処理するものとします。
2. 加盟店は、本メッセージの内容が決済の保留又は利用カード会社への連絡指示その他決済に対して注意事項を示すものである場合、当該利用カード会社へ連絡しないままインプリンター処理等で売上処理を行ってはなりません。
3. 加盟店は、本メッセージの内容が利用されたカードに対して事故又は無効その他カードの利用ができないことを示唆する内容の場合には、利用カード会社へ直ちに連絡し、その指示に従うものとします。

#### 第 11 条（精算の効力及びその取消し）

1. 加盟店が本アプリを使用し、本会員に対して行った信用販売等の代金の精算は、各社の加盟店規約等の定めにかかわらず、本アプリより当社経由で利用カード会社へ到着した売上データに基づき、利用カード会社と加盟店との間で行われるものとします。
2. 理由のいかんを問わず、加盟店が精算された信用販売等の代金について、その相当額を利用カード会社に返還しなければならない場合、利用カード会社は、当該相当額の返還に代えて、加盟店に支払う他の信用販売等の代金の精算分その他加盟店に対して追う金銭債務にて相殺できるものとします。

#### 第 12 条（信用販売等の代金の精算）

本アプリによる信用販売等の代金及びその他決済手段の精算、並びにその効力及び取消しについては、前条に定めるもののほか、それと矛盾しない限度において、各社の加盟店規約等を適用するものとします。

### 第 13 条（加盟店の義務）

1. 加盟店は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪収益移転防止法等の関係諸法令を遵守して、信用販売等を行うものとします。
2. 加盟店は、以下に定める内容の信用販売等を行わないものとします。加盟店の行為が当該信用販売等に該当するかどうかの判断は当社又は利用カード会社が行い、加盟店は当社又は利用カード会社の合理的な判断に従うものとします。
  - (1) 公序良俗に違反する取引
  - (2) 法令により禁止された商品等の取引、その他法令により禁止された取引
  - (3) 特定商取引に関する法律に違反する取引
  - (4) 消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
  - (5) 当社又は利用カード会社が本会員に不当な不利益を及ぼすと判断する取引
  - (6) 本会員が遵守すべき規約又は契約に違反して行おうとする取引
  - (7) 為替取引に当たる取引
  - (8) ショッピング枠を現金化するための取引
3. 加盟店は、前項に定めるもののほか、本アプリを利用して、又は本アプリに関して、以下に定める行為を行ってはならないものとします。加盟店の行為が当該行為に該当するかどうかの判断は当社又は利用カード会社が行い、加盟店は当社又は利用カード会社の合理的な判断に従うものとします。
  - (1) 当社又は原ライセンス提供者その他第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
  - (2) 本アプリの内容又は本アプリにおいて利用する情報を改ざんし、又は消去する行為
  - (3) 当社が提供する本アプリ以外のツール等と本アプリを組み合わせて行う取引、又はその疑いのある行為
  - (4) 本契約に違反して、第三者に本アプリを利用させる行為
  - (5) マネー・ローンダリングに関する行為又はこれに類似する行為
  - (6) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
  - (7) 詐欺等の犯罪に結びつく行為又は結びつくおそれのある行為
  - (8) コンピューターウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
  - (9) 第三者になりすまして本アプリを利用する行為
  - (10) 本アプリ用設備（以下に定義されます。）の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
  - (11) 当社の承諾を得ることなく、本アプリにより取得した情報を本アプリ以外の目的で利用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩する行為
  - (12) 自ら又は第三者を利用した反社会的行為
  - (13) 不正の目的による本アプリの利用又は本アプリの不審な利用行為
  - (14) 本アプリ又は本アプリ用設備に関する逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他の解析行為
  - (15) 他人を錯誤に陥れるような手段を用いる詐欺的な行為又は意図的に他人の射幸心をあおるような言動
  - (16) 前各号の行為を助長する行為
  - (17) その他当社が不適切であると合理的に認める行為

4. 加盟店は、本アプリを利用するにあたり、本アプリを常に最新のバージョンにアップデートするものとします。アップデートを怠ったことにより加盟店又は本会員その他第三者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
5. 加盟店は、本会員から信用販売等又は商品等に関して苦情若しくは相談を受けた場合、加盟店と本会員との間において紛争が生じた場合、又は本会員、利用カード会社若しくは行政機関等から第2項に違反する旨の指摘若しくは指導等を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。また、これに関する当社に損害が生じた場合は、加盟店はそれを賠償するものとします。
6. 加盟店は、信用販売等により知り得た会員番号その他本会員に関する情報につき、個人情報の保護に関する法律並びにそれに関連する政省令及びガイドライン（業界ガイドラインを含む。）に従い、利用目的の公表、アクセス制限等の安全管理措置、その他個人情報の取扱いに関する適切な措置をとらなければならないものとします。
7. 加盟店が本契約に違反して信用販売等を行った場合、当社は、当該信用販売等について一切の義務を負いません。
8. 加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、当社に対し当社所定の方法により通知しなければなりません。
  - (1) 店舗改装等により、本アプリの利用を一時停止する場合
  - (2) 本アプリの利用店舗が移転又は変更となる場合
  - (3) 加盟店の業種又は取扱商品の変更がある場合
9. 加盟店は、本アプリに登録した情報又は当社に届け出た事項に変更がある場合には、速やかに本アプリの登録情報の更新又は変更の届出を行うものとします。

#### 第 14 条（本アプリの提供の中止等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に加盟店に通知することなく、本アプリの提供を中断することができるものとします。
  - (1) 本アプリを提供するために当社又は第三者が設置するコンピューター、電気通信設備その他の機器又はソフトウェア（以下「本アプリ用設備」といいます。）の故障により点検又は保守作業を緊急に行う場合
  - (2) 本アプリ用設備又は本アプリの利用に供する通信回線等が事故又は故障等により停止した場合
  - (3) 本アプリ用設備への第三者による不正アクセス、攻撃又は通信経路上での傍受等により当社が本アプリを提供することができない場合
  - (4) コンピューターウィルスの本アプリ用設備への侵入により当社が本アプリを提供することができない場合
  - (5) 天災地変等の不可抗力、戦争、ストライキ、感染症、法令又は規則等の変更その他重大な事情の急変等により当社が本アプリを提供することができない場合
  - (6) 法令又は規則等に基づき調査を行うことが必要と当社が合理的に判断した場合
  - (7) 裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分が行われた場合
  - (8) 運用上又は技術上のやむを得ない理由がある場合
  - (9) 第三者による本アプリ用設備への不正アクセス等により、本アプリ用設備の安全性を確認する必要がある場合
  - (10) 原ライセンス提供者が、原ライセンスを停止させた場合
2. 当社は、本アプリ用設備の点検又は保守作業を行うため、事前に加盟店に通知のうえ、本アプリの提供を中断することができるものとします。
3. 当社は、やむを得ない事情がある場合、加盟店に事前に通知することにより、本アプリの提供を中止することができるものとし、加盟店は予めこれを承諾するものとします。

4. 当社は、第1項又は第2項の規定に基づき本アプリの提供を中断した後、これを再開する場合は、加盟店に通知します。当社は、本アプリの提供の中止中に行われた本アプリの利用から生じた損害について、一切の責任を負いません。
5. 当社は、当社に故意又は重大な過失がない限り、第1項から第3項までに定める本アプリの提供の中止又は中止により加盟店に発生した損害について、責任を負わないものとします。

#### 第 15 条（本契約の解除等）

1. 当社は、加盟店が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知・催告等を要せず直ちに、加盟店の本アプリの利用の全部若しくは一部を停止し、又は本契約を解除することができるものとします。
  - (1) 本契約に違反し、かつ当社からの期間を定めた催告にもかかわらず、当該違反が当該期間内に治癒されない場合
  - (2) 本契約に違反し、その治癒が不可能又は著しく困難である場合
  - (3) 加盟店又は当該加盟店に代わり債務を履行する者が、手数料その他別途の合意に基づいて当社又は利用カード会社に対して支払う義務を負う費用の支払いを怠った場合
  - (4) 加盟店が本アプリに登録し、又は当社に届け出た事項に虚偽があった場合
  - (5) 第 13 条第 1 項から第 3 項までの規定の違反があった場合
  - (6) 支払停止若しくは支払不能の状態となったとき、又は民事再生手続、会社更生手続、破産手続、特別清算、特定調停若しくはこれらに類する倒産手続開始の申立てがあった場合
  - (7) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - (8) 保有資産について仮差押え若しくは仮処分等の保全命令の申立て、差押え若しくは競売等の強制執行の申立て又は担保権実行手続開始の申立てがあった場合
  - (9) 租税公課の滞納処分を受けた場合
  - (10) 営業の停止、営業に必要な許認可の停止又は取消しその他本アプリ又はそれを利用した事業について行政処分を受けた場合
  - (11) 加盟店の事業が法令若しくは公序良俗に違反するものである場合、又は加盟店が本アプリを利用する事業について法令若しくは公序良俗に違反する行為を行った場合
  - (12) 1ヶ月以上連絡が取れない場合
  - (13) 第 23 条の表明保証又は確約の違反があった場合
  - (14) マネー・ローンダーリング又はテロ資金供与への関与又は関与の疑いがあると当社が合理的に判断した場合
  - (15) その他、本アプリの利用の継続が適当でないと当社が合理的に判断した場合
2. 当社は、前項に基づき当社が行った措置により加盟店に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 16 条（非保証）

1. 本アプリは、現状有姿のまま提供されるものであり、当社は、次の各号に掲げる事項を含め、本アプリ又はそれらに関連して本契約に基づき提供される機能に関し、いかなる明示又は黙示の保証もいたしません。加盟店は、当社、原ライセンス提供者又はそれらの開発者若しくは供給者に対し、明示又は黙示の保証に違反したことを理由とするいかなる請求もできないことに同意します。
  - (1) 加盟店の要求を満足させるものであること
  - (2) 瑕疵がないこと、又は瑕疵が存在していた場合にそれが修正されること

- (3) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと
- (4) コンピューターウィルス及びマルウェア等の脅威又は不正アクセスに対する完全な防御機能を有すること
- 2. 当社により公表され、又は加盟店に口頭若しくは書面により提供された一切の説明、助言、仕様その他の情報は、新たな保証を行い、又はその他いかなる意味においても本契約に基づく保証の範囲を拡大するものではありません。

#### 第 17 条（責任の制限）

- 1. 当社は、加盟店その他の第三者に対し、本契約上の債務不履行又は本契約に関するなされた不法行為を理由として、業務の停止、事業機会の逸失、逸失利益、営業上の信用の喪失、予想される省力化の不達成、端末の故障又はデータの破損による損害その他本アプリに関する一切の損害について、責任を負いません。
- 2. 本アプリは、一般の決済事務における利用を想定して設計されるものであり、高度の取引の安全性が要求され、安全性が確保されない場合には重大な経済的損害が生じる可能性のある環境での利用を想定するものではありません。当社は、加盟店が当該環境において本アプリを利用した場合に生じた損害について、いかなる責任も負いません。
- 3. Google LLCの運営するAndroid端末向けアプリケーションソフトウェアのダウンロードサイト「Google Play」その他本アプリを提供するために用いられるプラットフォームサイトの事情により加盟店又は本会員その他第三者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
- 4. 当社により公表され、又は加盟店に口頭若しくは書面により提供された一切の説明、助言、仕様その他の情報は、新たな責任を引き受け、又はその他いかなる意味においても本契約に基づく責任の範囲を拡大するものではありません。

#### 第 18 条（損害賠償）

加盟店は、本契約に違反したこと、又は本契約に違反する態様で本アプリを利用し、若しくは利用させたことにより当社又は利用カード会社に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

#### 第 19 条（規約の変更）

当社は、加盟店の同意を得ることなく、本規約を変更する旨、変更後の規約の内容及び変更の効力発生時期を加盟店に通知し、又はホームページ上に掲載することにより、本規約を変更できるものとします。

#### 第 20 条（秘密保持）

- 1. 本条における秘密情報は、本規約、本契約又は本アプリに関する、加盟店又は当社（本条において、以下「情報提供者」といいます。）から相手方（本条において、以下「情報受領者」といいます。）に対し、口頭、書面又は電子的手段その他の方法により開示された情報提供者の技術上、営業上又は業務上の情報をいいます。但し、次の各号のいずれかに該当するものは秘密情報に該当しません。
  - (1) 開示された時点で、既に公知となっていた情報
  - (2) 開示された時点で、既に自らが適法に保有していた情報
  - (3) 開示された後で、自らの責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
  - (5) 相手方から開示を受けた情報を利用することなく独自に開発した情報
- 2. 情報受領者は、秘密情報について、合理的な注意をもってその秘密を保持するものと

し、本アプリの利用又は本契約上の権利の行使若しくは義務の履行以外の目的のために利用してはならず、また、情報提供者の承諾なしにこれを第三者に開示又は漏洩してはなりません。但し、日本若しくは外国の法令若しくは規則（金融商品取引所規則を含みます。）の定めに基づき、又は権限ある官公庁、自主規制機関、証券取引所、裁判所その他の公的機関による要求に従い、秘密情報を開示する場合は、この限りではありません。

3. 情報受領者は、前項の規定にかかわらず、相手方の事前の書面による承諾なくして、本アプリの利用又は本契約上の権利の行使若しくは義務の履行のために秘密情報を知る必要がある情報受領者の役職員、及び弁護士、会計士、税理士その他の外部専門家（総称して、以下「外部専門家」といいます。）に対してのみ、秘密情報の内容を開示することができます。この場合、情報受領者は、秘密情報を取り扱う自己の役職員（退職後の者も含みます。）及び外部専門家に本条の秘密保持義務を遵守させるとともに、これらの者による秘密保持義務の履行について責任を負います。
4. 情報受領者は、本アプリの利用又は本契約の履行のために必要な限度で、情報提供者から受領した秘密情報を複製又は加工することができます。

#### 第 21 条（本契約の有効期間）

1. 本契約は、本契約が成立した日から、1年間有効であるものとします。但し、いずれかの当事者が有効期間満了の3ヶ月前までに本契約を更新しない旨の通知を行わない場合は、本契約は1年間更新されるものとし、その後も同様とします。
2. 加盟店が、当社所定の方法に従い解約の手続を行ったときは、本契約は終了するものとします。

#### 第 22 条（通知）

1. 当社から加盟店への通知は、本契約に特段の定めがない限り、電子メールの送信、当社ウェブサイトへの掲載その他の当社が適切と認める方法により行うものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社から加盟店への通知を電子メールの送信又は当社ウェブサイトへの掲載により行う場合には、当該通知は、それぞれ電子メールの送信又は当社ウェブサイトへの掲載がなされた時に効力を生じるものとし、加盟店の住所又は事務所宛に郵送により通知を行う場合には、当該通知は、当社が発信した時にその効力を生じるものとします。
3. 本アプリに関する諸通知が、加盟店の転居、不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなして取り扱うものとします。

#### 第 23 条（反社会的勢力の排除）

1. 加盟店は、本契約の成立時点で、次の各号のいずれにも該当しないことを表明及び保証し、また、本契約の期間中、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」といいます。）
  - (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 加盟店は、自己又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社若しくは利用カード会社の信用を毀損し、又は当社若しくは利用カード会社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

#### 第 24 条（本契約上の地位の譲渡等）

1. 加盟店は、本契約上の地位又は権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に対し譲渡し若しくは承継させ、又は第三者のために担保設定をする等一切の処分をすることはできません。
2. 当社は、本アプリに係る事業を第三者に譲渡する場合、当該事業の譲渡に伴い本アプリに係る加盟店との契約（本契約を含みます。）上の地位、権利及び義務並びに加盟店の情報等の全部又は一部を当該事業の譲受人に譲渡又は移転することができるものとし、加盟店は、かかる譲渡又は移転につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業の譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合が含まれるものとします。
3. 当社は、加盟店の承諾を得ることなく、本アプリの提供又は管理の業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

#### 第 25 条（協議事項）

加盟店と当社又は利用カード会社間で、本契約及び各社の加盟店規約等に関する疑義又はそれらに定めのない事項が生じた場合は、加盟店と当社又は当該利用カード会社間で誠実に協議のうえ、解決するものとします。

#### 第 26 条（準拠法、管轄裁判所）

本契約及び本規約は、日本法に基づき解釈されるものとし、本契約又は本規約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2023年11月1日 制定

2023年11月1日 施行

（以下余白）